

社団法人熊本県社会福祉士会
福祉サービス第三者評価機関守秘義務に関する規程

規程第24号

2008年10月14日制定

(目的外使用の禁止)

第1条 社団法人熊本県社会福祉士会福祉サービス第三者評価事業（以下「本会」という。）は、第三者評価機関として情報を収集する場合、第三者評価事業（以下「評価事業」という。）実施に必要な最小限の情報のみ収集し、収集した情報を評価事業以外の目的には決して使用しないものとする。

(漏洩の禁止)

第2条 本会は、評価事業を実施する上で知り得た、サービス利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）並びに本会が評価事業を実施する福祉サービス事業所（以下「受審事業所」という。）に関する情報を第三者に漏洩しない。また、本会が評価事業を実施するにあたり、外部者に対して協力依頼した場合には、当該外部者が知り得た利用者等並びに受審事業所に関する情報を、第三者に漏洩しないよう適切な指導を行うものとする。なお、この守秘義務は本会と受審事業所との間で交わされる評価契約終了後も同様とする。

(受審事業所への報告)

第3条 本会は、評価事業を行うなかで実施した利用者の意向の把握調査及び自己評価における受審事業所の各職員の評価結果については、記入者が特定されないように加工した上で受審事業所に報告するものとする。また、実際に使用し、回答の記入された個別の調査票については、受審事業所やその他の第三者に漏洩しないように、評価終了後に破棄する等の処置を行う。

(訪問調査時の利用者等情報の取り扱い)

第4条 本会は、評価事業を実施するにあたり、原則として訪問調査の際、利用者等に関する情報が記載された書面は、訪問調査先で確認することとし、持ち帰らないものとする。

(受審事業所情報等)

第5条 本会は、受審事業所に関する情報が記載された書類については、第3条に定める回答の記入された利用者の意向の把握調査票及び受審事業所の職員の自己評価票を除き、原則として訪問調査の際、現地で確認することとし、持ち帰らないものとする。

ただし、受審事業所の同意がある場合は、この限りではない。

(改廃)

第6条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、2008年10月14日から施行する。